

## 決議案第1号

### 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議

日本時間の2月18日午後5時21分頃、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が平壤近郊から発射した弾道ミサイルは、本道の渡島大島の西方約200キロメートルの我が国の排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）内に落下したものと推定されている。

また、僅か2日後の20日午前7時頃に、落下地点は我が国のEEZ外と推定されているものの、北朝鮮西岸付近から2発の弾道ミサイルを立て続けに発射しており、本道近海のみならず、周辺を航行する航空機・船舶の安全を無視した暴挙を繰り返している。

北朝鮮は、昨年、かつてない頻度で弾道ミサイル等を発射しており、3月と11月には渡島半島西方のEEZ内に落下、そして、10月、11月には、本道や新潟県などにおいてJアラートが作動する事態となった。

繰り返しミサイルが落下している渡島大島周辺は、多くの漁船が操業する海域である。ミサイルの発射がアキサケ漁やスルメイカ漁等が最盛期の中で行われた場合、漁業者の安全が深刻かつ重大な脅威にさらされるばかりか、多数の落下物や有害物質が広範囲にわたって飛散するおそれもあり、このような脅威が、再び、本道近海で発生したことに大きな憤りを禁じ得ない。

我が国をはじめ国際社会は、北朝鮮に対して、関連の国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、度重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

しかし、北朝鮮は、こうした国際社会の懸念を一顧だにすることなく、弾道ミサイル等の発射をさらに頻発化させている。こうした一連の行為は、我が国のみならず、国際社会全体の平和と安全を脅かす、極めて深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認することはできない。

これまで北海道議会は、度重なる北朝鮮の核実験やミサイル発射に対し、抗議の決議を行ってきたが、再び、道民の安全や航空機・船舶の航行、漁業者の操業に極めて深刻な脅威を与えたこのたびの暴挙に、改めて厳重に抗議するとともに、国際社会の平和と安定を脅かす挑発行為の即時中止と、核実験はもとより、今後一切の核兵器開発と道民の安全・安心を脅かす弾道ミサイル計画の放棄を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

北海道議会